

国民スポーツ大会スポーツクライミング競技施設認定規定

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規定は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）が主管する国民スポーツ大会スポーツクライミング競技会（以下「競技会」という。）に使用する施設の認定について規定する。

(競技場の施設)

第2条 競技場は、リード競技及びボルダー競技の各競技で整備し、次の各号定めるすべての施設を含むものとする。

- (1) 競技エリア
 - (2) ウォームアップ・エリア
 - (3) 運営エリア
 - (4) 観戦エリア
 - (5) その他、競技の実施にあたり必要な場所
- 2 競技エリアには、次の各号に定める設備及び区域を設置もしくは設定するものとする。
- (1) 選手4名が同時に競技を実施することが可能なクライミング・ウォール及びその前方や隣接した区域
 - (2) 判定用公式ビデオ記録の撮影及び再生に必要な区域
 - (3) コール・ゾーン及びトランジット・ゾーン
 - (4) その他、競技会の安全や公平な進行のために必要な設備及び区域
- 3 ウォームアップ・エリアには、選手のウォームアップのためのクライミング・ウォール及び待機スペース、アイソレーション状態で実施するラウンドに対応するために必要な設備の他、競技会の安全や公平な進行のために必要な設備及び区域を設置もしくは設定するものとする。
- 4 運営エリアには、主催者を始め、競技役員及びボランティアスタッフ、来賓、報道関係者等がそれぞれの業務を遂行するにあたり必要な設備及び区域を、それぞれ別個に設置もしくは設定しなければならない。
- 5 観戦エリアには、観客や来賓が着座して観戦できる設備及び区域を、設置もしくは設定しなければならない。

第2章 申 請

(申請者)

第3条 本規定で認定する競技施設の申請は、開催地の実行委員会が行うものとする。

- 2 申請は、競技会開催月の2年前までに行うものとする。なお、期日までに申請できない場合は、その理由を本協会に通知しなければならない。

(申請の内容)

第4条 競技施設の認定を申請するときは、競技施設認定申請書に次の書類を添付して本協会会長に提出する。

- 2 リード競技場及びボルダー競技場
 - (1) 競技場の位置を示す概念図
 - (2) 競技場の概要

- ① 屋内及び屋外の別
- ② クライミング・ウォール（以下「ウォール」という。）の材質
- ③ 正面及び断面の外観

3 共通事項

- (1) 競技場の置かれている条件等を明記する。
 - ① 競技場の管理運営を行う事業者（所有者など）
 - ② 地方自治体
 - ③ 私有地
- (2) 実施本部、表彰式場等の関係施設の位置及び第2条第2項に規定する事項

第3章 審 査

（審 査）

第5条 競技場の施設認定は、国スポ委員会で審査内定後、常務理事会で決定する。

現地調査は必要に応じて行い、その経費は申請者が負担する。

- 2 認定は、競技会開催月の1年前までに行う。
- 3 認定は、当該競技会終了後消滅する。

（競技場及び競技施設の確認）

第6条 競技場及びその施設は、競技会開始3か月前に本協会に対し、その整備状況等の確認方を申請しなければならない。

（競技場の整備）

第7条 前条により指摘を受けたときは、競技開始1か月までに整備しなければならない。

（競技ルートの最終的設定及び確認）

第8条 競技ルートの最終的設定及び施設確認は、審判長の指示により実施要領に定める日から競技開始までの間に行う。

第4章 認定の基準

（認定の基準）

第9条 施設の認定は、第2条の要件及び国民スポーツ大会ポーツクライミング競技施設設置基準（別紙1）を満たしている場合、これを行うことができる。ただし、会場地の特性など特別な事情があると認められる場合これに限らない。

- 2 前項の規定にかかわらず、競技に著しい影響を及ぼすウォールのデザイン及びホールドの選定については、本協会国スポ委員会と協議のうえ行わなければならない。

付 則

- 1 本規定の改廃は、常務理事会で行う。
- 2 本規定は、昭和51年5月23日より施行する。

昭和62年	9月10日	一部改定
平成5年	11月7日	一部改定
平成9年	3月23日	一部改定
平成10年	3月15日	一部改定
平成13年	3月25日	一部改定

平成14年 4月 1日から施行する。
平成15年 5月25日 一部改定
平成17年 5月22日 一部改定
平成19年 5月20日 一部改定
平成20年 4月1日から施行する。
平成25年 5月11日 一部改定
平成26年 5月25日 一部改定
平成30年 9月 8日 一部改定
平成31年 4月11日 一部改定
令和 元年 8月 1日 一部改正
令和 3年 2月10日 一部改正
令和 4年 7月14日 一部改正 ただし、施行はJ S P O国スポ委員会承認後。
令和 4年11月10日 一部改正
令和 5年 3月 9日 一部改定
ボルダ―競技への改訂は、J S P O国スポ委員会承認後施行する。
令和 6年12月10日 一部改定
令和 7年 3月13日 一部改定